

産山村簡易水道事業 経営戦略

団 体 名 : 熊本県阿蘇郡産山村

策 定 日 : 令和3年3月

計 画 期 間 : 令和3年度～令和10年度

— 目 次 —

	Page
§ 1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
① 給水	1
② 施設	1
③ 料金	1
④ 組織 (ア) 組織体制	1
(イ) これまでの主な経営健全化の取組	2
(ウ) 経営比較分析表等を活用した現状分析	2
§ 2. 将来の事業環境	4
(1) 給水人口の予測	4
(2) 水需要の予測	4
(3) 料金収入の見通し	5
(4) 組織の見通し	5
§ 3. 経営の基本方針	5
§ 4. 投資・財政計画(収支計画)	5
(1) 投資・財政計画(収支計画)	6
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	8
① 収支計画のうち投資についての説明	8
② 収支計画のうち財源についての説明	8
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	8
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	8
① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等	8
② 財源についての検討状況等	8
§ 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	8

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和24年3月1日	計画給水人口	1,740人
法適(全部・財務)・非適の区分	法非適用 ※5年度までに法適用に移行予定	現在給水人口	1,340人

② 施設

水源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他			
施設数	浄水場設置数	5	管路延長	64 km
	配水池設置数	9		
施設能力	703 m ³ /日	施設利用率	94 %	

③ 料金

料金体系の概要・考え方	本村は、少子高齢化に加え過疎地域であり、水需要の増加は望めず、料金収入の減少傾向が続いているが、水道事業の使命として将来にわたって安全な水の安定供給を続けなければならない。そのために、水の使用量が減少しても一定の料金収入が確保できるような料金体系となっている。
料金改定年月日	平成29年4月1日

○ 産山村簡易水道の設置及び管理に関する条例第28条(給水料金の額)

給水料金の額は、次の表により算出した基本額と従量料金を合算した額とする。

<料金表>

区分	基本料金 1ヶ月月につき		超過料金	
	一般用	10m ³	700円	1m ³ につき
別荘用	10m ³	1,200円	1m ³ につき	120円
営業用	10m ³	4,700円	1m ³ につき	120円

④ 組織

○ 経済建設課に次の係を置く。(産山村組織規則第3条)

・農林係、担い手支援係、農業土木係、建設係、住宅・水道係

○ 水道係は次の事務を分掌する。(産山村組織規則第9条(5))

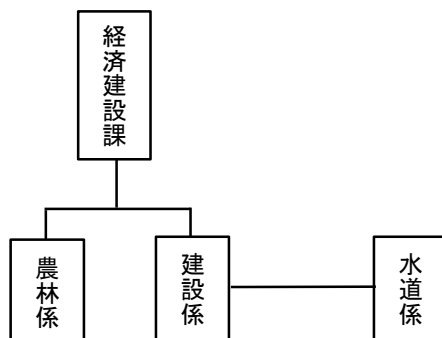
・簡易水道事業に関すること。

○ 組織体制

・課長(兼務)・審議員(兼務)・係長(兼務)を除く水道事業にかかる職員の構成は、行政職1名(兼務)である。

(ア)

<組織体制>



(イ)これまでの主な経営健全化の取組

民間活用	民間委託	水道法水質検査業務委託 簡易水道滅菌設備維持管理委託 減圧弁分解整備業務委託
	指定管理者制度	取組なし。
	PFI/DBO	取組なし。
資産活用	エネルギー活用	取組なし。
	土地(施設の活用等)	取組なし。
施設統合 ・広域化	施設統合	地域ごとに開発された簡易水道を1村1水道への統合を行い、維持管理の一元化と未普及地区への拡張を行っている。
	広域化	平成29年度に熊本県から広域化についての説明会が行われた。

(ウ)経営比較分析表等を活用した現状分析

- 令和元年度に策定・公表した平成30年度決算「経営分析比較表」を次頁に添付する。
- 経営比較分析表では、経営の健全性・効率性や施設の状況を表す経営指針を活用して、過去5年間の推移や類似団体との比較を行う。
- 現状の経営状況を把握・分析することで、今後の水道事業の経営において必要な課題を抽出する。

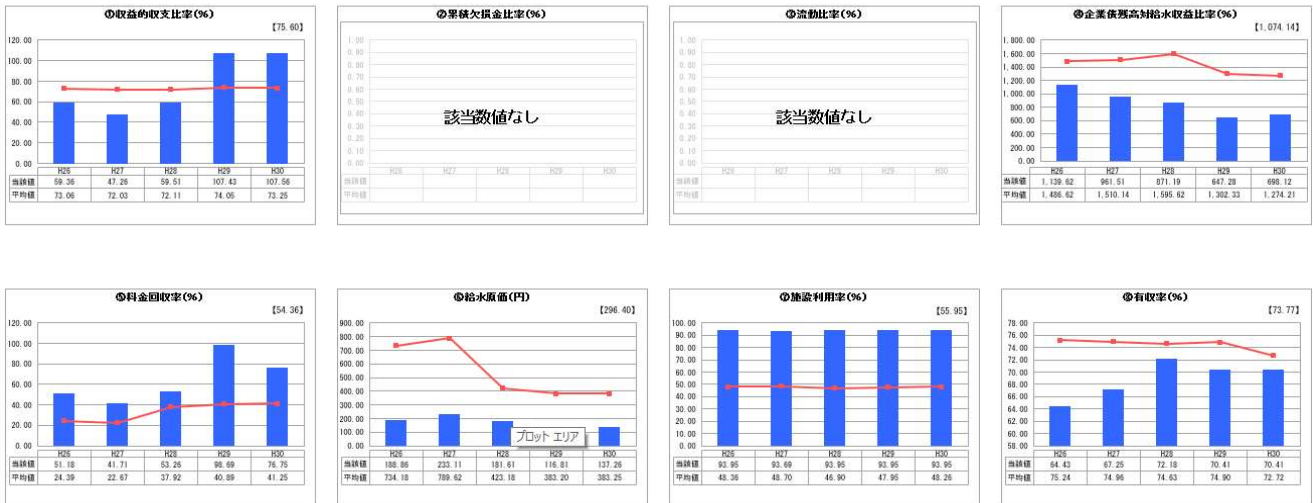
経営比較分析表

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	91.79	1,900

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,517	60.81	24.95
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,397	0.24	5,820.83

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

現在の経営状況として、平成27年度では敷設後30年を超える水道管の破損が相次ぎ、収益的収支比率が低下した。そのため、平成28年度から29年度で水道管の更新を行った。また、料金回収率は料金改定及び徴収率の向上に伴い、29年度は上昇したが、30年度で減少してしまったため、その他の徴収を行う課と連携して回収率の向上に努めるとともに滞納が多額にならないうちに早めの対応にも努める。施設利用率はほぼ横ばいであり高い利用率である。老朽化した施設等を更新していくことで有収率の向上、修繕費等の削減など財政への負担の軽減を図り、適切な維持管理をしていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

本村では近年、漏水事故も増え、安定した水の供給が難しくなっている。数年の内に多数の施設や管路が耐用年数を超過してしまうことから、今後計画的な更新をしていく必要がある。今後水道整備基本計画等を元に水道施設、管路の更新を行う必要がある。

全体総括

今後も給水人口の減少により、料金収入も減少し適切な維持管理が困難になると予想される。水道施設・管路が更新時期を迎えるため、昨年度策定した、簡易水道整備事業基本計画をもとに更新していくとともに、経営戦略を策定し、経営のさらなる向上に努める。

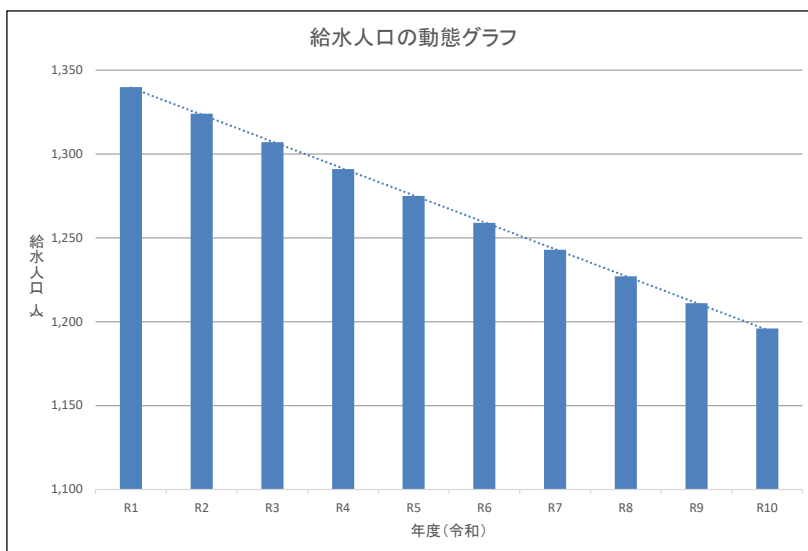
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

今後は、給水人口の減少が見込まれる。

《給水人口の予測表》 (単位:人)

年次	年度 (令和)	産山村簡易水道 給水人口
(実績)	1	1,340
(予測)	2	1,324
1	3	1,307
2	4	1,291
3	5	1,275
4	6	1,259
5	7	1,243
6	8	1,227
7	9	1,211
8	10	1,196

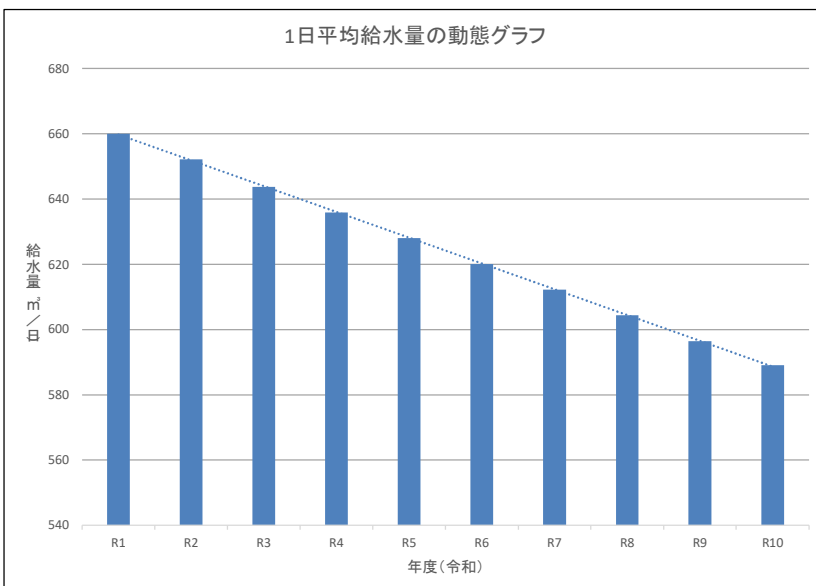


(2) 水需要の予測

今後は、給水人口の減少から水需要や料金収入の減少が見込まれる。また、老朽施設の更新や耐震化事業を計画的に行う必要がある。

《1日平均給水量の予測表》 (単位:m3)

年次	年度 (令和)	産山村簡易水道 1日平均給水量
(実績)	1	660
(予測)	2	652
1	3	644
2	4	636
3	5	628
4	6	620
5	7	612
6	8	604
7	9	596
8	10	589



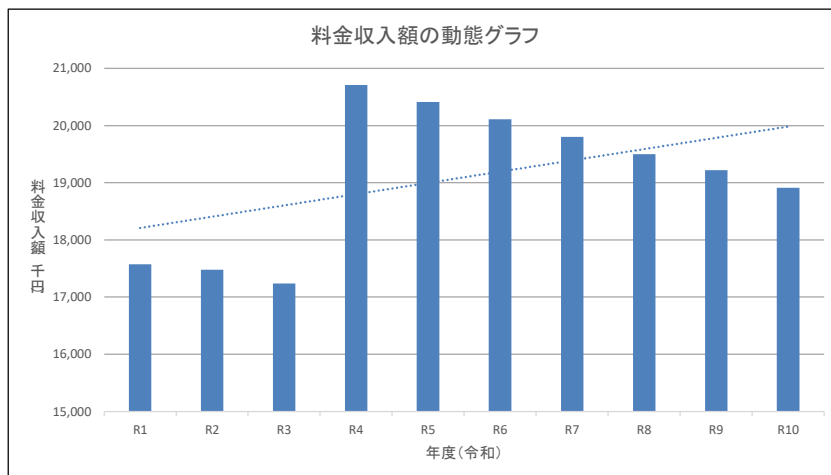
(3) 料金収入の見通し

近年では簡易水道施設整備にかかる費用も料金収入だけでは賅えず、企業債や一般会計繰入金で収支均衡を保持してきており、企業債の元利償還金の2分の1相当額も一般会計繰入金で補っている状況である。

給水人口及び有収水量は、年々減少傾向にあり、更なる料金改定の検討が必要となるため、令和4年度に水道料金の見直しを実施予定とし、今後も一定のルールに基づき、定期的に水道料金の改定作業を行うことで、安定した水道事業運営を進める。

《料金収入額》 (単位:千円)

年次	年度 (令和)	産山村簡易水道 料金収入額
(実績)	1	17,571
(予測)	2	17,481
1	3	17,242
2	4	20,711
3	5	20,408
4	6	20,105
5	7	19,802
6	8	19,499
7	9	19,216
8	10	18,913



(4) 組織の見通し

現状の職員数は水道係として1人(兼務)であり、職員不足が懸念されているが、今後も、現状の体制で運営する計画である

3. 経営の基本方針

本村では、水道施設の現状と課題を把握した上で、維持管理や強靱化を計画的に進め、適切な資産管理を行うことで、安心・安全な水道を確保していくことを基本方針とする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

次頁に『投資・財政計画(収支計画)』に添付する。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円、%)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	25,060	18,846	21,493	21,252	21,747	21,350	20,949	20,547	20,148	19,792	19,422	
		(1) 営 業 収 益 (B)	18,049	17,578	17,493	17,252	20,721	20,418	20,115	19,812	19,509	19,226	18,923
		ア 料 金 収 入	17,883	17,571	17,481	17,242	20,711	20,408	20,105	19,802	19,499	19,216	18,913
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	166	7	12	10	10	10	10	10	10	10	10
		(2) 営 業 外 収 益	7,011	1,268	4,000	4,000	1,026	932	834	735	639	566	499
		ア 他 会 計 繰 入 金	7,011	1,268	4,000	4,000	1,026	932	834	735	639	566	499
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	16,178	10,817	11,903	11,834	11,652	11,464	11,269	11,070	10,879	10,732	10,599	
		(1) 営 業 費 用	13,513	8,281	9,540	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
		ア 職 員 給 与 費											
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	13,513	8,281	9,540	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
		(2) 営 業 外 費 用	2,665	2,536	2,363	2,234	2,052	1,864	1,669	1,470	1,279	1,132	999
ア 支 払 利 息		2,661	2,536	2,363	2,234	2,052	1,864	1,669	1,470	1,279	1,132	999	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	4												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	8,882	8,029	9,590	9,418	10,095	9,886	9,680	9,477	9,269	9,060	8,823		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	10,157	12,953	13,193	23,337	30,022	25,116	65,213	65,436	64,963	64,963	64,368	
		(1) 地 方 債	5,300			9,000	7,500	6,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債											
		(2) 他 会 計 補 助 金	4,812	11,745	13,148	13,237	11,922	10,516	22,613	22,836	22,363	22,363	21,768
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金					10,000	8,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	(6) 工 事 負 担 金				1,000	500	500	500	500	500	500	500	
	(7) そ の 他	45	1,208	45	100	100	100	100	100	100	100	100	
	2 資 本 的 支 出 (G)	28,289	20,501	22,298	33,474	38,543	33,732	73,925	74,371	73,425	73,425	72,235	
		(1) 建 設 改 良 費	15,467	12,719	14,000	25,000	29,700	24,700	64,700	64,700	64,700	64,700	
		ウ ち 職 員 給 与 費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	7,121	7,290	8,296	8,474	8,843	9,032	9,225	9,671	8,725	8,725	7,535
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他	5,701	492	2										
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 18,132	△ 7,548	△ 9,105	△ 10,137	△ 8,522	△ 8,616	△ 8,713	△ 8,936	△ 8,463	△ 8,463	△ 7,868		

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円、%)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
区 分											
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 9,250	481	485	△ 719	1,574	1,270	968	542	807	598	956
積 立 金 (K)					2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度からの繰越金 (L)	11,078	1,829	483	1,262	3,001	2,382	2,373	1,981	1,216	1,395	1,429
前年度繰上充用金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,828	2,310	968	543	2,575	2,652	2,341	1,523	1,023	993	1,385
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	1,800										
実 質 収 支 黒 字 (P)	28	2,310	968	543	2,575	2,652	2,341	1,523	1,023	993	1,385
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93	96	94	96	94	96	98	101	97	98	93
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)											
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	18,049	17,578	17,493	17,252	20,721	20,418	20,115	19,812	19,509	19,226	18,923
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)											
他会計借入金残高 (W)											
地 方 債 残 高 (X)											

○他会計繰入金

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
区 分											
収益的収支分	7,011	1,268	4,000	4,000	1,026	932	834	735	639	566	499
うち基準内繰入金	1,330	1,268	1,181	1,117	1,026	932	834	735	639	566	499
うち基準外繰入金	5,681		2,819	2,883							
資本的収支分	4,812	11,745	13,148	13,237	11,922	10,516	22,613	22,836	22,363	22,363	21,768
うち基準内繰入金	3,560	3,645	4,148	4,237	4,422	4,516	4,613	4,836	4,363	4,363	3,768
うち基準外繰入金	1,252	8,100	9,000	9,000	7,500	6,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
合 計	11,823	13,013	17,148	17,237	12,948	11,448	23,447	23,571	23,002	22,929	22,267

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>本村は地形に合わせた単線がほとんどであり、漏水等が発生した場合、バックアップする路線が無い状況であるため、将来的に池山水系と山吹水系の連結を行うことで、バックアップ路線を確保する。</p> <p>本地区に埋設された水道管は、ほとんどが塩ビ管(TS継ぎ手)であるため、耐震性能を有していないため、今後の計画更新については、配水用ポリエチレン管(HPPE)により状況を注視しながら更新を行っていく。</p>
-----	--

<p>◆主な投資計画</p> <p>《令和3年度～令和4年度》 山鹿配水池改修工事(配水池増設等) 30,000千円</p> <p>《令和5年度》 山吹水系減圧弁増設工事 20,000千円</p>	<p>《令和4年度》 山鹿地区水系連結工事(送水管) 25,000千円</p> <p>《令和6年度～令和10年度》 山吹水系本管敷設替工事 300,000千円</p>
--	---

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>水需要の減収による料金収入の減収や、既存施設の更新等に要する経費の増が見込まれることから、適正に経営し収支の均衡を図る。</p> <p>経費削減等の経営努力のみでは事業運営が出来ず、特に大規模な修繕工事等の発生に対応が出来なくなることを踏まえ、令和4年度に水道料金の改定を行う。</p> <p>改定に当たっては、水道利用者への負担軽減に配慮し、緊急的な起債事業等の財源のない修繕工事に耐え得ることや一般会計からの法定外繰入をなくすことを目標に、今後も一定のルールに基づき定期的に改定を行っていく。</p>
-----	---

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>◆委託料に関しては、検針業務、水質検査業務、滅菌設備業務等を民間へ委託し人件費等の削減を行っている。</p> <p>◆修繕費に関しては、既存施設の老朽化に伴う水道管の破損等により年々費用が増加しているため、計画的に更新を行っていく。</p>

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	<p>人員不足に加え地形の問題や距離もあるため、広域化するためには莫大な経費が掛かり、十分に協議していく必要がある。</p>
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	<p>経営規模が小さいため、現時点での導入は未検討である。</p>
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	<p>今後、アセットマネジメントの策定を行い、計画的に施設・設備の長寿命化等による投資の平準化を図る。</p>
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	<p>今後の更新時期により検討する。</p>

② 財源についての検討状況等

料 金	<p>令和4年度の料金改定を機に、定期的に改定を行っていく。</p>
企 業 債	<p>大規模修繕等に対しては、企業債の活用を検討する。</p>
繰 入 金	<p>一般会計からの法定外繰入金を無くすことを目標とするが、繰入を行う際は財政部局と十分に協議を行っていく。</p>
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	<p>資産の管理を適切に行い、利用していない資産を売却することで資金調達を行い、収入増加に努める。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>毎年度進捗管理を行い、5年に1回見直しを行う。また、事後検証を適正に行い、計画に沿った更新・修繕等を行うよう努める。</p>
-------------------------	---